

瀬戸内町教育大綱

(令和2年度～令和5年度)

～21世紀に生きる心豊かな「人づくり」～



令和2年4月

瀬戸内町

はじめに



教育とは人づくりであり、一人一人のすばらしい個性や能力をできる限り伸ばし、人生を豊かで充実したものにするとともに、本町のあるいは社会全体の今後一層の発展を実現する基盤です。それゆえ、未来を切り拓く力と豊かな心を備え「知・徳・体」の調和のとれた子どもを育成することは、教育行政の使命です。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、町長と教育委員会が教育政策について議論することを目的とした「教育総合会議」を本町に設置し、教育の目標や施策の根本となる方針である「瀬戸内町教育大綱」を平成27年12月に策定しましたが、対象期間の満了にあたり、瀬戸内町の取り組むべき教育課題や今後の方向性について議論を重ね、改定を行いました。

教育は町政にとって極めて重要であります。豊かな自然と「結」の心あふれる人情味豊かな人々に囲まれて育つ瀬戸内町の子どもたちには、大きな夢や希望をもち、豊かな自然の中で様々な経験を通して豊かな感性を磨き、一人一人の個性を大切にしながら大きく成長して行くことを願うとともに、家庭・地域・学校・関係機関等の連携を深めることによって、町全体で子どもたちが育まれるような町づくりに努めていきたいと思っております。

心豊かな「人づくり」は、瀬戸内の未来の宝・希望であります。この子どもたち一人一人が幸せに生きるとともに、21世紀の今後の社会の中で生き生きと活躍ができるよう、「チームせとうち」で瀬戸内町の今後の教育を推進し、心豊かな「人づくり」を図っていきたいと考えております。

併せて、社会教育の充実とスポーツ振興、文化財保護と芸術文化の振興にも努めてまいります。

令和2年4月
瀬戸内町長 鎌田 愛人

目 次

第1章 教育大綱の制定	1
-------------	---

第2章 教育の基本方針	3
-------------	---

第3章 教育施策の3つの柱	5
---------------	---

第1章 教育大綱の制定

1 はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、町長と教育委員会が教育施策について議論することを目的とした「総合教育会議」を本町において設置し、教育の目標や施策の根本的な方針である「瀬戸内町教育大綱」（以下「教育大綱」という。）を平成27年12月に策定しましたが、令和元年度末をもって期間が満了することから、瀬戸内町の取り組むべき教育課題や今後の方向性について議論を重ね、「瀬戸内町教育大綱」（令和2年度～令和5年度）を策定しました。

2 根拠法令

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定しております。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項】

「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

3 教育大綱の期間

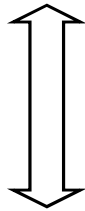
教育大綱の対象期間は、町長の任期に合わせることにし、令和2年度から令和5年度までの4か年とします。

また、教育を取り巻く状況の変化や施策の進展状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 教育大綱の位置付け

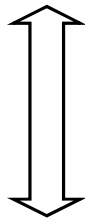
教育大綱は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。瀬戸内町長期振興計画の基本構想に定める基本方針の達成に向け、瀬戸内町の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものであり、「瀬戸内町教育行政の基本方針」の骨子となる部分をもって大綱として定めるものです。

瀬戸内町長期振興計画



(上位計画)

瀬戸内町教育大綱



(大綱と連動)

瀬戸内町教育行政の基本方針

第2章 教育の基本方針

1 基本目標

瀬戸内の子どもたちが心身ともにたくましく健やかに成長し、生涯にわたって豊かに生きていくとともに、今後、科学技術の急速な発達や国際化、情報化、少子・高齢化など社会の急激な変化にも主体的、積極的に関わり、対応していきける能力を育成するよう、次に掲げる目標の下、瀬戸内の教育を進めていきます。

21世紀に生きる心豊かな「人づくり」

2 基本方針

教育の基本目標を目指し、瀬戸内の子どもたちの教育を次に掲げる方針の下、進めていきます。

瀬戸内町の教育的な伝統・文化風土を生かし、人間性豊かで「ストグレ魂」をもち、たくましく生きる町民の育成のため、活力ある教育を推進する。

「ストグレ魂」とは、「何事にも折れない強い心」を表します。21世紀を生きる子どもたちには、どんな逆境であっても、あきらめることなく果敢に挑戦し続け、自分自身の力で未来を切り拓いてほしいと願います。

また、真に強い心には、他人に対するやさしさも必要です。他の人を思いやるやさしさあふれる人間性豊かで、強い心をもった子どもの育成を目指します。

3 3つの力点

上記の目標，方針を踏まえ，次に掲げる3つの力点を中心に教育施策を推進していきます。

- ① 未来に生きる確かな学力
- ② 生きる喜びを育む生涯学習
- ③ 郷土の心を伝える文化活動

4 教育大綱に基づく施策の実施

教育大綱に基づく施策の実施にあたっては，「瀬戸内町長期振興計画」及び瀬戸内町教育委員会が定める「瀬戸内町教育行政の基本方針」と連動させ，瀬戸内町の現状と課題を明確にした上で，効率的かつ効果的に教育施策を推進していきます。

第3章 教育施策の3つの柱

1 未来に生きる確かな学力～学校教育の充実～

21世紀に生きる瀬戸内の子どもたちにとって、豊かな心や自ら学ぶ意欲、社会の変化に主体的に対応できる能力、いわゆる「生きる力」の育成は必要不可欠です。

また、他人を思いやる心や他人の痛みを理解できる心、生命を尊重する心など感性豊かな人づくりも大切です。

このような「未来に生きる確かな学力」の育成を目指し、以下に掲げる施策を推進していきます。

- (1) 学力の向上
- (2) 「知・徳・体」調和のとれた児童・生徒の育成
- (3) 心の教育の充実（感性・感動の教育の推進）
- (4) 特色ある開かれた学校づくり
- (5) 教職員の資質の向上
- (6) 学校教育施設関係の整備・充実

2 生きる喜びを育む生涯学習～社会教育の充実とスポーツ振興～

家庭は教育の原点であり、家庭教育の充実は21世紀に生きる心豊かな「人づくり」にとって大変重要です。社会生活を送るために必要な習慣を確実に身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るため、家庭における教育力の向上を推進していきます。

また、本町には地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育

力もあり、この地域の教育力を有効に生かし、郷土の特色あふれる施策の推進に努めていきます。

さらに、21世紀に生きる心豊かな「人づくり」が生涯にわたって、心身ともに健康に過ごしていけるよう、生涯にわたる健康づくりやスポーツ活動の充実を図る観点から、以下に掲げる施策を推進していきます。

- (1) 幼児教育，青少年教育の充実（PTA 活動の充実）
- (2) 家庭教育，成人教育の充実
- (3) 自治会育成事業の充実
- (4) 生涯学習活動の拡充
- (5) 指導者の育成及び活用
- (6) 社会教育諸条件の整備及び活用
- (7) スポーツ推進体制の充実
- (8) スポーツ活動の充実

3 郷土の心を伝える文化活動 ～文化財保護と芸術文化の充実～

瀬戸内町には貴重な文化財をはじめ、伝統文化が数多く存在しています。子どもたちに郷土を愛する心を育むためにも、このすばらしい歴史的文化遺産や伝統文化等の調査、記録等を行い、保存・活用を進めるとともに、町立郷土館における文化財に親しむ機会の拡充に努めます。

また、地域の伝統や文化的風土に根ざした文化活動の促進を図り、芸術文化活動の条件整備に努め、創造文化の育成と文化活動の振興を図ります。

さらに、「世界自然遺産登録」へ向けた自然保護関係機関や団体等との協議を進め、文化財保護についての普及啓発活動を推進していきます。

そのために、以下に掲げる施策を推進していきます。

- (1) 文化財の発掘及び保存
- (2) 文化財の活用
- (3) 芸術・文化活動の充実
- (4) 文化財保護諸条件の整備・充実
- (5) 世界自然遺産登録